

「都市計画公園・緑地の整備方針」改定案に対するパブリックコメントの結果と見解・対応

○＜パブリックコメントの概要＞【募集期間】令和2年2月13日（木）から3月19日（木）までの36日間

○【意見総数】59件（個人58件、法人1件）

○【意見の提出方法】メール25通、手紙13通 計38通（1通で複数の意見の提出があるため意見総数と合致しない）

| No. | 意見の要旨 | 都・区市町の見解・対応 |
|-------------------------|--|--|
| 整備方針の改定全般について 【6件】 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> • 全体の考え方、計画については大変良いと思う。特に本来の地形を保全、復元していくという考え方は素晴らしく、必ず実現してほしい。 • 整備を計画通りに進めるだけでなく、可能な限り前倒しで進めてほしい。 • 公園整備を至急進めていただきたい。 | <p>本方針は、「「未来の東京」戦略ビジョン」や「都市づくりのグランドデザイン」が目指す都市像を効果的かつ効率的に実現していくために、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにするものです。</p> <p>都区市町は、今回策定した事業化計画に基づき、都市計画公園・緑地の計画的かつ効率的な整備促進に引き続き努めてまいります。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> • 23年改定整備方針の計画期間を数か月残して打ち切る理由等を示して欲しい。 | <p>今回の本方針の改定により作成する事業化計画は、これまでの整備、開園状況等を勘案し、「「未来の東京」戦略ビジョン」や「都市づくりのグランドデザイン」が目指す都市像を効果的かつ効率的に実現していくために策定したものです。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> • 優先整備区域設定に当たり、計画区域内の住民に事前に説明すべき。 • 重点公園・緑地周辺の住民に対して建築制限緩和の説明を十分に行うべき。 | <p>本方針改定にあたっては、改定案を公表し、広く都民の意見を聴くパブリックコメントを実施しています。</p> |
| 公園・緑地の都市計画決定区域について 【9件】 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> • 公園・緑地の都市計画決定区域への意見 9件（優先整備区域以外の区域削除1、高井戸公園区域変更5、石神井公園区域変更3） | <p>都市計画公園・緑地は、長期的な視点で必要性を判断しており、変更にあたっては、公園・緑地等の配置、地域における公園の充足状況、立地・規模に応じて重要となる機能などを勘案し慎重に検討する必要があり、長期にわたり着手されないことのみを理由に変更するものではありません。</p> |

事業化計画、優先整備区域の設定について 【13件】

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 優先整備区域への意見 12件（青山公園等への区域未設定指摘1、高井戸公園での新規事業化区域設定反対5、高井戸公園内の区道交通開放継続1、石神井公園での新規事業化区域設定反対5） | <p>事業化計画については、未供用区域を有する都市計画公園・緑地を対象としており、公園・緑地の機能と役割、効果的なネットワークの形成の観点から「重点化を図るべき公園・緑地」を選定し、その中から、区域の重要性や整備効果の高さの観点から優先整備区域を設定し、とりまとめております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 個別都市計画公園・緑地の整備促進（高井戸公園） | |

建築制限緩和について 【2件】

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 緑地に大きい建物は常識ではあり得ない。 | <p>今回の建築制限緩和の対象拡大は、都市計画公園・緑地の未供用区域を対象とするものであり、既存樹林地への影響は少ないと考えています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 緩和して許可する場合は緑化措置を科すなどの条件を付すべき | <p>建築制限の緩和は、区域内地権者の負担軽減等の観点から行うものです。お寄せいただいたご意見は、今後の緑の創出の取組において参考とさせていただきます。</p> |

都市計画公園・緑地の配置の考え方について

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 杉並区内の震災時地域危険度が特に高い地域において、公園計画地域を決定し、一刻も早い公園整備をしていく事を改定案に盛り込むことが必要 | <p>本整備方針は、既定の都市計画公園・緑地の整備促進を図ることを主眼に策定したものです。 今後の都内の都市計画公園・緑地の配置の見直しの検討においては、第5章第1のとおり、本整備方針で示した重点化の視点及び区域設定の評価基準の考え方に合致する区域の追加なども考えていきます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 都市施設を拡充する必要があるのか疑問。 | <p>都市計画公園・緑地については、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」という考えに立って必要性を検証し、重点化すべき区域は着実に整備を進めるとともに、区域や配置の見直しも必要に応じて検討していきます。</p> |

| 多様な主体との連携について【5件】 | | |
|-------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特許事業の説明の修正 4件（後樂園公園の年間利用者数の根拠が示されておらず不適切、特定の公園を強調するのは不適切など） | <p>制度の説明と今後の検討の方向性を記述するものであることから、個別事業の記述を削除し、制度の説明に修正を加えました。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・都市開発諸制度等の活用は、土地が近接する同一地区計画内にとどめるべき | <p>都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・創出に当たっては「東京における土地利用に関する基本方針について（東京都都市計画審議会 答申）」において、従来の丘陵地や河川、崖線などの保全・再生等に加え、広域的な観点から一体的に捉えた取組により、みどりの厚みとつながりを強化する必要があるとされています。</p> <p>こうした位置づけも踏まえ、都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・創出について検討を進めてまいります。</p> |
| 事業促進に関する提案 【2件】 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・先行取得制度を復活してほしい。 | <p>第1章第4 2（6）に示した通り、用地取得の長期化を防ぐために、今後用地取得手法の検討が必要と考えています。お寄せいただいたご意見等は、今後の公園・緑地行政等の参考とさせていただきます。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・優先整備地域の一部に公園利用を目的とした区画整理等を行った上、その中に苗圃や畑等を移転させて、景観や通路、電気設備等の使用について協定を結び、運営を図ってはどうか。 | <p>公共施設である公園区域内に苗圃や畑等を設置し、個人営農を実施することは難しいですが、お寄せいただいたご意見については、今後の整備促進に向けた取組の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| みどりづくりへの提案 【2件】 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の生け垣を奨励すべき。マンションや商業ビルの屋上に木や芝を植えるべき。 ・特に周囲への影響の大きい大規模建築物について、一定規模以上の建築物を建てる際には、その敷地に決められた割合の面積のオープンスペースの確保及び植栽の義務付けをすべき。 | <p>建物の建築や開発の際の緑化促進については、都区市町の条例等に基づく緑化指導等を行っています。お寄せいただいたご意見は、今後の緑の創出の取組において参考とさせていただきます。</p> |

その他 【18件】

・30年先を見込む緑の総合ビジョン、5年間の予定と実績を把握する中期計画を策定してほしい。

・公園施設整備への提案 10件（公園全般3、上野恩賜公園1、高井戸公園1、練馬城址公園1、六仙公園2、桃園川緑道1、北区内公園1）

・公園管理への提案 3件（公園全般2、高井戸公園1）

・個別公園事業への意見（石神井公園事業交渉）

・都市づくりへの提案（高層ビルは今後建てないべきなど）

・道路施設整備への提案（歩車道境界部）

・取得済用地の暫定的な整備の提案（神代公園）

お寄せいただいたご意見については、今後の公園・緑地行政等の参考とさせていただきます。